

- (3) 4から6までの欄の記載は、次のとおりとする。
    - ア 4の欄は、通信状態における電源端子の伝導妨害波の電流の準尖頭値及び平均値の設計値をデジタル（1マイクロアンペアを0デジタルとする。）で記載すること。なお、平均値はかっこを付して記載すること。
    - イ 5の欄は、非通信状態における電源端子の伝導妨害波の電圧の準尖頭値及び平均値の設計値をデジタル（1マイクロボルトを0デジタルとする。）で記載すること。なお、平均値はかっこを付して記載すること。
    - ウ 6の欄は、通信状態における放射妨害波の電界強度の準尖頭値の設計値をデジタル（毎メートル1マイクロボルトを0デジタルとする。）で記載すること。
    - エ アからウまでの設計値の記載に当たっては、施行規則第46条の2第1項第5号の②の各表に掲げる周波数帯と許容値との関係が分かるように記載すること。
    - (4) 添付図面等の記載は、次のとおりとする。
      - ア 図面は、できる限りこの様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
      - イ 外観を示す図は、申請に係る装置の正面、側面及び平面の各部の名称並びに寸法（単位はミリメートルとする。）が記載されたものであること。
      - ウ 外観を示す写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。
      - エ 接続図は、部品名及び回路定数が記載されたものであること。
      - (5) 8の欄は、漏えい電波の抑圧及び安全対策について、設計上特に考慮を払った事項その他参考となる事項を記載すること。
      - (6) 9及び10の欄は、試験に供した装置について記載すること。
      - (7) 11から14までの欄は、②及び③に準じて、測定値を記載すること。
      - (8) 15の欄は、測定場所、測定機関名、測定年月日、気象条件（気温及び湿度）、使用測定器名、測定方法等測定上の条件とした事項を記載すること。
      - (9) 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
  - 2 施行規則第46条の3第1項の規定により変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。
    - (1) 整理番号の欄は、記載しないこと。
    - (2) 指定番号の欄は、変更の承認を受けようとする設備の型式について現に指定を受けている番号を記載すること。
    - (3) 設計書は、1及び2の欄並びに変更に係る事項の欄について、注1に準じて記載すること。なお、7の欄に掲げる添付図面等のうち、添付するものを○で囲むこと。
    - (4) 試験成績表は、注1に準じて記載すること。
- 総務省告示第五百二十一号  
電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第二項第五号の③及び無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第六十条第二号の②の規定に基づき  
伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法を次のように定める。
- 平成十八年十月四日  
総務大臣 菅 義偉
- 一 測定に使用する設備は、次のとおりとする。
    - 1 測定用受信機
      - (一) 準尖頭値測定用受信機は、別表第一号に定める基本的特性を有するもの。
      - (二) 平均値測定用受信機は、六デシベル低下点における通過帯域幅が $9\text{Hz}$ であるもの。
    - 2 伝導妨害波測定設備
      - (一) 擬似電源回路網は、別図第一号に定める特性を有するもの。
      - (二) 電源端子用インピーダンス安定化回路網

- ア 被測定電力線搬送通信設備を接続するための供試機器端子、交流電源端子及び接地端子を備えしもの。
  - イ 供試機器端子のモードインピーダンスは、 $150\text{Hz}$ から $30\text{MHz}$ までの周波数範囲において、 $150\text{ohm}$ （ $\pm$ ） $30\text{ohm}$ 、位相角 $0$ 度（ $\pm$ ） $20$ 度であるもの。
  - ウ 供試機器端子のディファレンシャルモードインピーダンスは、 $150\text{Hz}$ から $30\text{MHz}$ までの周波数範囲において、 $100\text{ohm}$ （ $\pm$ ） $10\text{ohm}$ 、位相角 $0$ 度（ $\pm$ ） $15$ 度であるもの。
  - エ 供試機器端子の総電圧交換機（ITUT G. 117（1996）勧告）定義された $\text{SLC}$ を $10^\circ$ ）は、 $150\text{Hz}$ から $30\text{MHz}$ までの周波数範囲において、 $16\text{dB}$ （ $\pm$ ） $3\text{dB}$ 以内であるもの。
  - オ 交流電源端子に接続された対向電力線搬送通信設備から発生する信号波がモードに変換されて測定結果に現れることを防ぐために、当該対向電力線搬送通信設備からの信号波を $20\text{dB}$ （ $\pm$ ）以上減衰させるもの。
  - カ 対向電力線搬送通信設備から発生するモードの電流が供試機器端子に現れる割合は、 $150\text{Hz}$ から $30\text{MHz}$ までの周波数範囲において、 $(\cdot)$   $35\text{dB}$ （ $\pm$ ）以下であるもの。
- 3 電流プローブは、別表第二号に定める基本的特性を有するもの。
- (一) 放射妨害波測定設備
- ア 測定場所は、周囲に電波を放射する物体がなく、かつ、長さ $10$ メートル短径 $1.7$ メートルの円筒の範囲内に測定の際となる金属物体（測定の再現性を向上させるために大地面に敷設する金網等を除く。）が無い平坦な場所であるもの。
  - イ 測定場には、電波吸収体や電波の透過性の良い材質による覆いが施設された金属大地面付きの測定場（以下「代替測定場」といふ。）を含むものとする。
  - イ 別表第三号に定める測定方法により測定した正規化サイトアッテンション（送信用空中線と測定用空中線との間の伝搬損失）被測定機器を設置する場所と同一の場所に送信用空中線を設置した場合の当該送信用空中線から放射される電波の電力と当該電波のうち測定用空中線に受信される電波の電力の比）から、使用した空中線のアンテナ係数及び補正値を差し引いた値をいう。以下同。）は、正規化サイトアッテンションの理論値との差が（ $\pm$ ） $4\text{dB}$ （ $\pm$ ）以内であるもの。
  - (二) 測定用空中線の条件
  - ア  $80\text{MHz}$ を超える周波数の電波を測定する場合には、測定する周波数に共振する半波長共振型のダイポール空中線であること。また、 $80\text{MHz}$ 以下の周波数の電波を測定する場合には、 $80\text{MHz}$ の周波数に共振し、かつ、給電線に整合（電圧定在波比が二未満）した半波長共振型のダイポール空中線であること。
  - イ アに定めるもののほか、広帯域型空中線（一の空中線により複数の周波数の電波の測定を行うことのできるものをいう。）等の他の直線偏波空中線を用いることができる。この場合において、給電線に整合（電圧定在波比が二未満）しており、かつ、被測定電力線搬送通信設備から放射される電波のうち測定用空中線に直接受信する電波の方向に対する空中線利得と地面から反射して受信する電波の方向に対する空中線利得の差が一デシベル未満となる指向特性であること。